

3 用語解説

本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に＊印を付けた。

ア 行

NPO（エヌ・ピー・オー）・特定非営利活動法人（NPO法人）

“Non-Profit Organization”の略語で、一般的に「非営利組織」と訳され、営利を目的とする企業に対し、営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。そのうち平成10年（1998年）に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された法人のことを「特定非営利活動法人」（NPO法人）という。

オンブズマン

語源はスウェーデン語の「代理人」を意味する“ombudsman”。公共事務や各種制度等を公正・中立な立場で監視し、市民からの苦情をもとに調査・審査を行い、必要な場合は公共の機関等に勧告を行う人または機関のこと。行政運営全般を対象とするオンブズマンや福祉・子ども等、特定分野の行政運営を対象とするオンブズマンがあり、また行政の設置するオンブズマンや民間の設置するオンブズマンがある。なお、福祉の分野におけるオンブズマンを「福祉オンブズマン」といい、東京都中野区や三鷹市、横浜市等で設置されている。

カ 行

核家族

夫婦とその未婚の子のみの世帯のこと。夫婦のみの世帯、片親と未婚の子のみの世帯も含まれる。全世帯に占める核家族世帯の割合が増加することを「核家族化」といい、厚生労働省の国民生活基礎調査（平成15年・2003年）では、核家族世帯数は全世帯の約6割を占めている。

協働

読んで字のとおり「協力して働く」こと。特に、行政と市民や事業者等、地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のために、お互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することを指す。地方分権や価値観の多様化が進む今日、福祉・まちづくり・環境等のあらゆる課題に適切に対応するために協働することが必要になっていて、この計画で地域福祉を展開する上での基本的な視点の1つともなっている。

緊急通報システム

本市が行っている在宅の身体障害者や高齢者への福祉サービスの一つ。一人暮らしで重度の身体障害者や65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に通報センターと結んで迅速・適切な対応が行われる。高齢者に月2回の定期コールや台風災害時の安否確認コールも行っている。詳しくは、身体障害者については、障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）、高齢者については、チャージんじゅう課（電話 098-862-9010、FAX 098-862-9648）まで。

健康づくり推進員

地域の健康づくりのために活動するボランティア。健康診断や健康講演会の呼びかけ、健康学習会の企画等、行政と地域のつなぎ役として活動している。詳しくは、那覇市保健センター（電話 098-858-1456、FAX 098-858-2992）まで。

健康なは 2 1

健康増進法に基づき、市民の自己健康管理能力の向上、生活習慣病の予防、早世死亡の減少、健康寿命の延伸を図るために、本市の健康づくりの目標と施策を定めた計画。計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間。

交通バリアフリー法

平成 12 年（2000 年）に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。高齢者や身体障害者等が、公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通事業者による駅やバス等のバリアフリー化を推進するとともに、市町村が作成する基本構想に基づいて、駅やその周辺地域等のバリアフリー化を、関係者と協力して重点的に推進することを定めている。

合計特殊出生率

出生率とは、一般に人口千人に対する 1 年間の出生児数の割合のこと。合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値であり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。近年、我が国の出生率は急激に低下し、昭和 40 年代（1965 年～1974 年）にはほぼ 2.1 程度で安定していた合計特殊出生率は、平成 7 年（1995 年）には、現在の人口を将来も維持するのに必要な水準である 2.08 を大きく下回る 1.42 となっている。

コミュニティビジネス

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金等を活用しながら有償で行う事業やその活動のこと。高齢者の生活や子育て支援、環境保全、商店街活性化等、地域の様々な問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図り、住民の需要にきめ細かく応えられる点が特徴である。地域住民等により立ち上げた事業が、NPO や株式会社設立にまで発展する例もある。また、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されている。

サ行

災害ユイマール登録制度

高齢や身体の障害により、自力で避難することが困難な方や音声での 119 番通報が困難な方に対し、災害等の緊急時に円滑・迅速な救護や E メールでの 119 番通報を可能にするための制度。病状または障害の程度等、個人情報登録を必要とする。詳しくは、那覇市消防本部指令情報課（電話 098-868-9911、FAX 098-868-9912）まで。

在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護に関する身近な相談窓口。介護を必要とする高齢者やその家族等を対象に、

在宅介護、介護保険等の相談のほか、必要な保健福祉サービスの調整を行う。10ヶ所の地域型在宅介護支援センターとそれらを統括・支援する基幹在宅介護支援センターからなり、電話相談については24時間体制で応じている。なお、在宅介護支援センターは、平成18年度（2006年度）以降に「地域包括支援センター（仮称）」に移行予定。詳しくは、那覇市基幹在宅介護支援センター（電話098-951-3266、FAX098-951-3267）まで。

支援費制度

平成15年（2003年）4月から始まった新しい障害者の福祉制度。これまでの行政が障害者福祉サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に立って契約を結びサービスを利用する制度。障害者の自己決定の尊重や利用者本位のサービスの提供を基本とする仕組みである。詳しくは、障害福祉課（電話098-862-3275、FAX098-869-8192）まで。

事業者

この計画では、原則として市内で事業を営むものを指す。

自治会加入率

住民登録世帯数に占める自治会加入世帯数の割合。平成16年（2004年）4月現在、那覇市全体26.1%、本庁20.3%、真和志22.0%、首里44.1%、小禄26.7%である。

児童館

様々な遊びやクラブ活動を通して、情操豊かな健全な児童の育成を図ることを目的とした児童厚生施設。市内11ヶ所に設置され、魅力的な遊び場、自然とのふれあいやお年寄りとの交流など子どもの生活体験を豊かにする場や機会を提供するほか、指導員による遊びの指導、子ども会や母親クラブ等、地域活動の拠点の役割も担う。詳しくは、こども課（電話098-861-6903、FAX098-862-9669）まで。

児童扶養手当

母子世帯等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当。18歳未満の子ども等（児童）について、その父親が離別等の理由でいないか重度の身体障害者である場合に、その児童を監護している母や養育者に対し、児童扶養手当法に基づき手当が支給される。詳しくは、こども課（電話098-861-6903、FAX098-862-9669）まで。

社会資源

地域でより良く暮らすために活用できる施設・設備、資金、医療・福祉制度やサービス、個人や集団、技能、情報等のあらゆる物的、人的資源のこと。この計画において、地域の社会資源を活用することは、地域福祉を展開する上での基本的な視点の1つとなっている。

社会福祉関係八法

社会福祉事業法（現・社会福祉法）、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の八法を指す。平成2年（1990年）に在宅福祉サービスの積極的推進や福祉サービスを住民に最も身近な市町村に一元化する等の目的で、社会福祉関係八法の改正が行われた。

社会福祉基礎構造改革

昭和 26 年（1951 年）の社会福祉事業法制定以来、大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、国民の増大・多様化する福祉需要に対応するために行われた改革。個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざし、平成 12 年（2000 年）に社会福祉事業法（改正により社会福祉法となる）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。

社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を、地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体。

那覇市社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立され、昭和 42 年（1967 年）に社会福祉法人として認可された。平成 16 年（2004 年）に「第 2 次強化・発展計画」を策定し、人材育成や組織・財源改革に取り組んでいる。

住民

この計画で「住民」とは、本市に住んでいる人、働いている人、通学している人を指す。なお、特に小地域の住民を表す場合は「地域住民」とした。また、「住民」に加え、地域を構成する自治会・NPO・ボランティア団体等の組織、社会福祉事業者・医療機関・企業等の事業者、行政機関等を総称して「住民等」と表した。（ただし、計画中「住民による支え合い」と表現する場合の「住民」については「住民等」を意味する。）

少子高齢化

出生率の低下や、平均寿命の伸び等が原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増える現象のこと。医療・介護等の社会保障制度や公的年金制度に重大な影響を及ぼすと考えられている。

食生活改善推進員

食生活を中心に、乳児から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティア。健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた障害があると判定された人に交付される手帳。同法で定められた各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定される。詳しくは、障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）まで。

新 那覇市子どものゆめづくりみらい 21 プラン

平成 10 年（1998 年）に策定された「那覇市子どものゆめづくりみらい 21 プラン」を見直し、より時代に対応した子育て支援を推進する計画。将来を担う子どもを安心して

生み育てることができる社会、子どもたちの健全育成支援施策を推進する基本的方向を示す。計画期間は、平成 15 年度（2003 年度）から平成 19 年度（2007 年度）までの 5 年間であるが、平成 17 年（2005 年）に策定される次世代育成支援行動計画に引き継がれる。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳。障害の程度に応じて 1 ～ 3 級に区分され、税制上の優遇措置、施設使用料等の各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。申請に基づいて県知事が審査し、交付決定される。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

成年後見制度、成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力の不十分な成年者を保護し、支援する制度。主に財産管理や取引、福祉サービス利用契約等で利用される。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度については、自己決定を尊重し、柔軟で利用しやすい制度にするために民法の一部が改正され、従来の禁治産・準禁治産制度が後見・保佐制度に改められ、また新たに補助制度が創設され、平成 12 年（2000 年）4 月から施行された。法定後見は、親族等の申立てにより家庭裁判所が後見、保佐または補助開始の審判をすることで開始され、成年後見人等が選任される。成年後見人等は、判断能力の不十分な当事者のために与えられた範囲の権限を行使して、当事者が不利益を受けることを防ぐとともに、地域における当事者の日常生活を支援する。

なお、本市では、福祉サービス利用等の際、申し立てる親族がいない等の事情で成年後見制度の利用が困難な人のために、成年後見制度利用支援事業を行っている。詳しくは、介護保険サービス利用についてはチャージんじゅう課（電話 098-862-9010、FAX 098-862-9648）、障害者支援費制度利用については障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）、精神障害者居宅支援サービス利用については健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

タ 行

第三者評価制度

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質等を客観的に評価し、公表する仕組み。利用者の選択の幅をひろげるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがある。福祉サービスにおいても、平成 14 年度（2002 年度）から認知症（痴呆性）高齢者グループホームに対し、都道府県が認証した評価機関による評価が実施されており、平成 17 年度（2005 年度）からは介護サービス事業者に対しても導入が予定されている。

第 3 次総合計画（第 3 次那覇市総合計画）

総合計画とは、地方自治法に基づき、地方自治体のめざすべき将来像を設定し、まちづくりを計画的・総合的に進めるため必要な施策を定めたもので、地方自治体の最も基本となる計画。第 3 次総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成され、計画期間は、平成 10 年度（1998 年度）から平成 19 年度（2007 年度）までの 10 年間。「平和都市の創造、生活・文化都市の実現、国際交易都市の形成」を基本理念とし、7 つの都市像を掲げ、市民と事業者と行政との協働による元気で活力にあふれる豊かな那覇市の創造をめざしている。

団塊の世代

終戦直後の昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）頃に出生した第一次ベビーブーム世代のこと。他世代に比較して人数が多い。

地域学校連携施設

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし、平成 17 年（2005 年）2 月現在、市内 17 の小中学校で設置している。

地域福祉

読んで字のとおり「地域における社会福祉」のことであるが、この計画では、だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし、その人らしい自立した生活が送れるよう、住民、事業者と行政等が知恵を出し合い、力を合わせて取り組むまちづくりのこととする。

障害者、高齢者、児童といった区別をせず、すべての地域住民を対象とし、日常の支え合いや助け合いを基本に、地域の生活上の課題を地域住民が主体的に解決しようとする点が特徴である。

地域福祉権利擁護事業

社会福祉法で規定する「福祉サービス利用援助事業」のこと。事業者が、精神上的の障害により判断能力の不十分な当事者との委任契約に基づいて、福祉サービス利用に関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預貯金通帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助する。なお、不動産等の重要財産の管理・処分については、成年後見制度を利用することになる。詳しくは、南部地域福祉権利擁護センター（那覇市社会福祉協議会内）（電話 098-857-4525、FAX 098-859-8388）まで。

地域福祉基金事業補助金

民間による、地域の健康や福祉の向上に役立つ先導的な事業を支援するための補助金。平成 4 年度（1992 年度）に創設された同基金の運用益等を活用して、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等を対象に、100 万円を上限に補助対象経費の 9 割以内の補助を行う。

地域ふれあいデイサービス

高齢者の健康づくりや仲間づくりを支援するため、公民館、自治会集会所や地域学校連携施設等の地域の身近な施設を活用して行われる事業。地域ごとに自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者等が中心となってつくる運営協議会が運営する。月 1、2 回程度、市から派遣される保健師、看護師、レク指導員が地域のボランティアとともに、健康診断や健康体操・踊り・歌等のレクリエーション活動を行っており、外出の機会や友達も増える等、高齢者の生きがいがづくりや介護予防に効果をあげている。平成 17 年（2005 年）2 月現在、59 ヶ所の地域で実施。

通院医療費公費負担者

精神科の通院治療に要した医療費の約 95% を公費と医療保険で負担する「通院医療費公費負担制度」の利用者。沖縄県においては、復帰特別措置により残りの 5% についても公費で負担される。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

電子メールマガジンサービス

電子メール（e-mail、Eメール）を利用して、登録した読者に各種の情報を雑誌や新聞のように届けるサービスのこと。発行者は企業や個人等様々で、内容也多岐にわたる。

本市においても、市の催事や災害時の安全・安心の確保に必要な情報をはじめ、健康福祉・教育・環境等の市政に関する最新情報を、定期的に希望者へ配信することを検討している。

当事者

この計画では、地域で生活する上で悩みや困りごとを抱え、何らかの支援が必要な人を指す。

ナ行

なは高齢者プラン

老人保健法、老人福祉法及び介護保険法に基づき平成12年（2000年）に策定された、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化した計画。平成15年（2003年）に改定された現計画の計画期間は、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間で、平成17年（2005年）に見直しを予定している。高齢者に関する基本的な施策と推進体制とともに、介護保険給付サービス量や要介護者数の見込み等を示している。

那覇市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを目的に策定される計画。地域における子育て支援や妊産婦・乳幼児の健康増進、仕事と子育ての両立支援等を内容とする。計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの10年間。

那覇市福祉のまちづくり条例

障害者、高齢者、児童等を含むすべての人が、安全かつ快適に施設等を利用し、社会経済活動に等しく参加できるまちづくりをめざして、バリアフリーの基準（整備基準）等を定めた条例。平成12年（2000年）4月に施行され、道路や建築物といった施設等の整備基準とともに、催し物への参加や会場への移動を助けるサービスについても努力基準を設ける等、まちづくりにおける物心両面のバリアフリーをめざしている。

なは障害者プラン（第二次なは障害者プラン）

平成16年（2004年）に策定された障害者に関する基本的な施策を示した計画。平成10年（1998年）策定の第一次なは障害者プランの基本理念「うまんちゅとともに・うまんちゅのために・まじゅんちばらな」を継承しつつ、障害をもつ市民の人権を守り自立支援を重視している。計画期間は、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までの5年間。

ハ行

ハートビル法

平成6年（1994年）に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の愛称で、「すべての人が利用しやすい、ハートのあるビルをつくらう」という意味。病院、劇場、百貨店、ホテル、福祉施設等、同法で定める特定建築物の特定

施設（出入口、廊下、階段、便所等）について、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築基準を定めている。平成 14 年（2002 年）同法の一部改正により、対象施設の範囲の拡大、バリアフリー対応の義務化等が盛り込まれ、平成 15 年（2003 年）に施行された。

バリアフリー（障壁除去）

障害者、高齢者、児童、妊産婦等をはじめ、すべて人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、文化や情報面での障壁、差別や偏見等の心理的な障壁等、すべての障壁を取り除くという意味でも用いられている。

福祉協力員

高齢者等の見守り・声かけ活動や地域住民への情報提供等を行う地域のボランティア。那覇市社会福祉協議会会長から委嘱され、民生委員・児童委員と連携しながら活動している。詳しくは那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766、FAX 098-857-6052）まで。

保育所・保育園

保護者が共働きや病気等のため、十分な保育ができない 3 ヶ月から 5 歳までの乳幼児を、保護者の委託を受けて保育する施設。市立保育所 18 ヶ所、法人認可保育園が 42 ヶ所あり、地域の身近な相談窓口として子育ての相談にも応じている。詳しくは、こども課（電話 098-861-6903、FAX 098-862-9669）まで。

保健師

乳幼児から高齢者にいたる地域住民の健康づくりや健康相談等の保健活動を行う有資格者。本市では、職員として、各種の健康診査や予防接種の実施、育児・妊産婦相談、心の健康や病気に関する相談、高齢者等の健康管理等、地域に密着した保健業務を担当している。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

保護率

人口千人に対する生活保護を受けている人数の割合。‰（パーミル）で表示され、平成 16 年度（2004 年度）の平均保護率は、那覇市 23.42‰、沖縄県 14.08‰、全国 10.5‰である。なお、生活保護相談については、保護課福祉相談室（電話 098-862-0515）まで。

母子保健推進員

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016、FAX 098-862-4266）まで。

ボランティア登録

ボランティア活動を希望する個人や団体と、ボランティアを必要とする個人や団体の双方を登録する制度。那覇市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、職員であるボランティアコーディネーターが、ボランティアの紹介や情報提供を行い調整している。詳しくは那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766、FAX 098-857-6052）まで。

マ 行

民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づき児童委員を兼務する。困窮家庭や障害者・高齢者への生活支援、子育て支援をはじめ、児童虐待や不登校の問題等にも関わり、地域福祉の中核となる存在である。詳しくは那覇市民生委員児童委員連合会（電話 098-858-5166、FAX 098-857-6052）または福祉政策課（電話 098-862-9002、FAX 098-862-0383）

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方。米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏により提唱され、次の7つの原則から構成されている。誰にでも公平に使用できる。柔軟に使用できる。使い方が容易にわかる。使い手に必要な情報が容易にわかる。間違えても危険につながらない。少ない労力で楽に使える。接近して使用するのに適切な寸法や空間がある。

ラ 行

療育手帳

知的障害児（者）に対し、一貫した指導・相談を行い、また各種サービス（税金の減免、公営住宅の優先入居、交通機関の割引等）を受けやすくするために交付される手帳。申請により、児童相談所または知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき県知事が交付決定を行う。詳しくは、障害福祉課（電話 098-862-3275、FAX 098-869-8192）まで。

ワ 行

ワークショップ

参加者が問題の解決策やアイデアを創造するために行う研究集会やその手法のこと。従来の会議や講演会・説明会と異なり、あるテーマや課題について、参加者一人ひとりが自由に意見を出し合い、学び、体験しながら意見をまとめていく双方向的な交流の場である。参加者のだれもが意見を出しやすいように、一定のルールを設けたり進行を工夫したりしながら進める。住民参加によるまちづくりや芸術文化、公共施設や道路の建設、学校教育、企業の人材育成等、様々な分野で行われている。